



2025 年 7 月 16 日

各 位

会社名 株式会社 博報堂D Yホールディングス
代表者名 代表取締役社長 西 山 泰 央
(コード番号：2 4 3 3 東証プライム市場)
問合せ先 I Rグループマネージャー 原 大 介
(TEL 0 3 - 6 4 4 1 - 9 0 3 3)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2025 年 8 月 8 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 303,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,138 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	345,383,000 円
(5) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	当社の取締役（※） 5 名 54,704 株 当社の執行役員 6 名 31,901 株 当社子会社の取締役 10 名 85,333 株 当社子会社の執行役員 23 名 131,562 株 ※社外取締役を除く。
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、株主の皆様とのより一層の価値共有及び当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議し、また、2017 年 6 月 29 日開催の当社第 14 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役（社外取締役を除く）について年額 200 百万円以内として設定すること及び取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 550,000 株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会決議により、当社の取締役 5 名（社外取締役を除く）及び執行役員 6 名並びに当社子会社の取締役 10 名及び執行役員 23 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、割当対象者が当社又は当社子会社から支給される金銭報酬債権（合計金 345,383,000 円）の全部を当社に現物出資する方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 303,500 株を割り当てることを決議いたしました。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。当該金銭報酬債権の額は、各割当対象者の役位に応じた報酬をベー

スに決定した金銭報酬債権額の総和です。また、譲渡制限期間については、取締役・執行役員として在任している期間を通じて、業績及び企業価値向上のインセンティブとして機能し、株主の皆様との価値意識の共有を推進し、その効果を持続させるため、30 年間としております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025 年 8 月 8 日～2055 年 8 月 7 日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、期間満了時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、または死亡により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除するものいたします。なお、譲渡制限を解除する本割当株式の数は、当該退任の時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の数に、当該割当対象者の本割当株式の払込期日から当該退任の時点までの役務提供の月数（1 カ月に満たない期間は切り上げるものとする）を本割当株式が対象としている役務提供期間の月数で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げるものとする。）といたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日

において割当対象者が保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年7月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の小数点以下の数字を切り上げた1,138円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上